

京都府知事最末期の北垣国道

—— 北垣はなぜ内務次官に任命されたか ——

高久嶺之介

はじめに

- I 明治二五年度通常府会
- II 第二回衆議院選挙
- III 北垣の東上
- IV 北垣の内務大臣任命

はじめに

キーワード：北垣国道、知事、第一次松方内閣、地方官

統一、そして辞職をきっかけにおきる地方長官更迭の動きと噂―第三議会での選挙干渉弾劾の動き、など一連の事態は、府県知事の危機意識を高め、多くの府県知事が頻繁に東上するなど活発な政治運動を展開することになった。

本稿は、京都府知事北垣国道の一八九一年（明治二四）秋の京都府明治二五年度通常府会から翌年七月の北海道庁長官任命までの時期、すなわち京都府知事最末期の北垣国道（北垣の就任は一八八一年「明治一四」一月）が中央政治とどのようにかかわったかを究明すること目的とする。⁽¹⁾この分析を通じて、一八九二年（明治二五）七月一六日の内務次官任命、そしてその後の辞退がなぜおきたか、その複雑な政治状況をも明らかにしたい。

本稿は、北垣国道という一人の地方長官を対象にして行なう明治期地方官研究の一環である。

おそらく、第一次松方内閣期ほど府県知事が政治勢力として動き、中央政治に発言した時代はないであろう。詳しくは行論で述べるが、一八九一年（明治二四）秋の自由・改進両党による「民党」連合の成立―府県議会への波及―第二回衆議院議員選挙の選挙干渉―品川内務大臣の辞職に象徴される内閣内の不

宮城県知事などの実力知事と同一の動きをとつたと、指摘され

ている⁽³⁾。行論で述べるように、そのことは事実であるが、北垣は彼らと同調しながらも完全に同一方向をとったわけではなかった。そうでなければ、北垣が松方正義総理、河野敏鎌内務大臣によって内務次官に任命されることはなかつたはずである。

史料は、北垣の日記『塵海』（京都府総合資料館所蔵）を中心として使用するが、本稿が対象にした一八九一年（明治二四）一月から翌年七月までの時期の内、『塵海』がカバーできる時期は一八九一年（明治二五）一月一日～一二日、四月一日～六月一七日に過ぎない。したがって、『塵海』以外に各種新聞記事など多くの史料を使用することになる。⁽³⁾なお、出典注記の繁雑さを考慮して『塵海』の注記は本文中とする。

I 明治二五年度通常府会

i 府会の動向

一八九一年（明治二四）一一月五日より明治二五年度京都府通常府会が建仁寺で開会されるが、この府会はこれまでの府会とは全く趣を異にしていた。一言でいえば、第二回帝国議会に先立つ自由・改進両党の提携（「民党」連合）の政治状況が、まともに京都府会に持ち込まれ、非公民会派連合の成立によって公民会派と非公民会派の激しい対立が起きたことである。

明治二五年度通常府会とその当時の京都府下の政治状況は、すでに拙稿「明治憲法体制成立期の吏党」（『社会科学』二二号、一九七六年）によって明らかにしている。しかし紙数の関係で

概略的に述べた過ぎない。ここでは重複する部分もあるが、一定程度詳しくこの府会をめぐる政治状況、その中でなぜ北垣が攻撃対象になつたかを見ておこう。

公民会派と非公民会派の対立は、すでに一月五日の通常府会開会前より始まっていた。一〇月一八日、洛東祇園鳥居本楼で府会議員及び京都市会議員中非公民会系の懇親会が開かれ、二九日の臨時府会で選出される府会議長候補者に河原林義雄を予選し、臨時府会及び通常府会の議案に対する非公民会派の党議を定めるため議案調査議を決定している。この懇親会の周旋の労をとつたのは中安信三郎、畠道名、富田半兵衛（以上旧改進党系）、奥繁三郎、河原林義雄、野尻岩次郎、正木安左衛門（以上自由党）であつた。⁽⁴⁾この決定に基づいて一〇月二九日、臨時府会で府会議長選挙が行なわれ、非公民会派が推薦した河原林義雄が公民会の雨森菊太郎を四五対三七でしりぞけた。この時、府会における党派内訛は、公民会が四〇名、非公民会派が四九名、中立が三名という布陣であつた。

明治二五年度通常府会での公民会と非公民会派の対立は、一月九日野尻岩次郎が「常置委員信認欠乏ノコトニ付建議」を提出したことに始まる。野尻の建議の意図は、現任常置委員は信認が欠乏している、故に信認投票を行うべきである、というものであった。理由は、現任常置委員の意見は分裂することが甚だしく議案でもその意見が一致せず、ようやく過半数で決定したもののが一二件ある、このように分裂することが激しくては

議場に報告することもできない、またその常置委員の意見も議場で斥けられたものが多くある、ということであったが、理由としては薄弱なものであった。この後六人の常置委員（垂水新太郎、石川三郎助、下間庄右衛門、上野弥一郎、田宮勇、古川吉兵衛）は総退出した。この時、非公民会派の菱木信興からは「現任常置委員ハ如何ナル種類ノ人ナルカ、如何ナル手段ニテ就任セシ人ナルカ……彼ノ或ル団体ノ運動ニ由テ而モ其一手ニテ組織セルコトヲ」、という党派性むきだしの意見も出た。このような議場の状況に対しても公民会の中川敬造から、国会の状況が府会にも現れたことを憂慮する発言があつたが、これに対して「吏権党ト呼ブアリ、ノーナタト呼ブアリ、為メニ議場大ニ騒然タリシ」という状況も出現した。この野尻の建議は、列席七四名中、採用説が五四名、不採用説一七名で圧倒的多数で可決され、信認投票の結果、信認二一票、不信認四四票、西堀徳次郎を除き信認一票、白紙一票で常置委員不信認が決議された。

一一月一二日、非公民会派の奥繁三郎から不信認された常置委員の代理として七名の取調委員を置くことの提案があり、公民会員の反対はあつたが、賛成四五名、反対三〇名で可決された。この後取調委員は公選となり、この選挙の結果七名全員が非公民会派によって占められた。すなわち、溝口市次郎四九点、奥繁三郎四七点、菱木信興四三點、畠道名四三點、山口俊一四二点、中安信三郎・堤弥兵衛各三八点であった。取調委員の票

がほぼ均等であることからも明らかのように事前の打ち合せがなされた選挙であった。公民会は投票が分散しこれに対抗できなかつた。その後野尻岩次郎より、内務大臣及び知事に対し常置委員不信認についての陳情書を提出せよとの発議があつた。理由は現任常置委員は不信認であると府議会で決議した以上、これにより勇退するのが当然であるのに依然としてその職にいる、このことは法律上の制裁の処置はないので退職しないならばどうすることもできない、したがつて広く公衆および監督官庁に不信認のことを知らせるべきである、というものであつた。この野尻の発議は列席六八名中賛成三八名、反対二九名で過半数可決された。

翌一三日野尻より陳情書文案が府議会に提出された。不信認の理由は、一一月九日の野尻の「建議」の理由付けと同じであつたが、さらに付け加えて「大ナル理由」として、京都府会の常置委員が「或一党派」によって握られており、そのためには地方議会は「一党派ノ壟斷政策」によって牛耳られており、「府下ノ民心」は地方議会を信用しなくなつてゐる、としていた。この党派的発言に、公民会は「府会創設以来ノ出来事」として反発した。これに対して、非公民会派の溝口市次郎は「一党一派ガ政権ヲ取り遣リスルハ正当ナルコトニシテ、一方ヨリ信任投票ヲ決行スルハ止ヲ得サルコトニシテ、必ズシモ憂ニ足ラス、却テ新陳代謝ノ妙ヲ得ルハ代議政体ノ本領ノ在ル処アリ、今ヤ本員等ハ代議政体ノ下ニアリ、苟モ代議政体ノ下ニアル人民タ

ルモノハ府会ノ如キ小部会ト雖ドモ代議政ノ何物タル心懸ナクンバアラズ」と党派争いを正当化した。公民会の雨森菊太郎は、これに反論し、「議会ハ常置委員ノ意見ト雖トモ正当ナルモノハ之ヲ取り、又正当ナラザルモノハ忌憚ナク之ヲ捨テザルベカラズ、政党内閣ノ如キトハ大ニ異ナルモノナレバ歐米内閣ノ真似ヲ為スニ及バス、殊ニ地方ノ事業ニ至リテハ党派ニ関スベキモノニアラザレバ良キモノハ之ヲ賛シ、惡シキモノハ之ニ反対ヲ表スベキナリ」と論駁し、さらに今の溝口の意見は「一党派ノ壟斷政策」を批判する非公民会派の意見と矛盾するではないか、また常置委員に重要な過失があったか、と再度反論した。この陳情書案は、列席七五名中賛成四〇名、全文削除説賛成二九名で可決された。翌一四日も陳情書案の第三次会でも文

案の若干の修正のうえ過半数可決された。「一党一派ガ政権ヲ取リ遣リスルハ正当ナルコト」という発言がなんのてらいもなく堂々と語られるところに新しい時代の雰囲気があつた。

このような争いに北垣府知事が登場するのが一月二〇日である。この日の府会で河原林議長が、前日知事より「其会ニ於テ議決セシ常置委員信任・不信任投票ノ件ハ議決ノ効力ナキモノトス、右相達ス」という達(内第百十六号)があつたことを報告した。

要するに、府会の常置委員不信任の決議は効力がないといつ府知事の判断であった。溝口は臨席の尾越蕃輔書記官に説明を求めるが、「府知事ノ職権上」として説明を拒んだ。午後の議

場で、非公民会派の堀田康人より「達書返戻ノ建議」が提出される。すなわち、知事は「議会ヲ輕侮シ」「或部分ニ関渉セシモノニ非ズシテ何ゾヤ」、したがつて我々はこのような達をうける理由がない、とした。溝口や植島幹も同様の意見を述べた。雨森は、「一旦之ヲ達セシ上ハ之ヲ返戻スル事ハ出来ナイモノト思フ」、もし知事が誤っていると思うならば法制局に訴えるべきである、と述べたが、植島は「訴フルモ実益ナク所謂訴権ナキヲ奈何ゼン」として法制局に訴えることを否定した。「達書返戻ノ建議」は投票の結果、列席七六名中採用・不採用が三八対三八で同数になつたが、議長河原林の採用説同意により可決になった。府会議長より知事宛の形をとった文案は、「別紙達書ハ本会ニ受領ス可キモノニ無之ト議定候ニ付及返却候也」というものであつた。

一一月二一日、丙第百十六号達の返戻に対し府知事がこれを却下したことが議場で報じられた。理由はなかつた。このことにより、府会は非公民会派と府知事の全面対決の様相を呼び始めた。奥繁三郎は「丙第百拾六号達処分ノ為メ調査委員ヲ置ク建議」を提出し、公民会派も非公民会派も賛成した。調査委員は議長の指名により公民会三名(大沢善助、雨森菊太郎)、非公民会派三名(奥繁三郎、野尻岩次郎、植島幹)が選ばれた。

一一月二十四日、堀田康人より、知事は「或党派ノ肩ヲ持ツヤノ嫌ヒアルナリ」として、知事の信任投票を行い、栄転を請願せんとする建議が提出される。しかし、植島より調査委員の報

告を待つて建議せよとの意見があり、堀田もこれを了承し建議は議長預りとなつた。

翌二五日、調査委員の報告が河原林議長より発表された。ため議長の手元に預かるべしとの動議が堀田自身から提出され、は議長預りとなつた。

列席七五名中四五名の賛成で可決された。

この後一月二六日から一二月一〇日までは明治二十五年度京「調査委員ハ丙第百拾六号達ニ付テハ法制局ノ裁定ヲ受ケベカラザルモノト認ム、而シテ其理由ハ委員各自其見ル所ヲ異ニセ

ルニ依リ之ヲ一定スルニ至ラズ、兎ニ角裁定ヲ受ケズト云フ事

ノミヲ報告セラレタリ」。この後野尻、植島より法制局に持ち

出す筋合いのものではないとする理由が述べられるが、要は非公民会派にとって、法制局に持ち出しても勝てる見込みはなかつたということを知つてゐた、ということであろう。この後、溝

口より「丙第百拾六号達書ハ本会ニ遵守スベキモノニアラズ」

という文字を議事録に特筆大書せよという意見が提出される。溝口はその理由を、「知事ノ失政処置ノ宜シカラヌ事ヲ明カニナシ置クハ結末ノ宜シキヲ得ルモノト思ヘリ（中略）斯ル失政アリト云フコトヲ明カニスルトキハ我々民党ノ為メ都合宜シキナリ」と述べた。この議事録への特筆大書は七〇名列席中三七名で過半数可決された。文章は次の如くである。

特筆大書

丙第百拾六号ノ達ハ本会ニ於テ受理スベキモノニ非ズト可

決シテ府知事ニ返却セリ、然レトモ本会ハ前本会ノ精神ヲ

維持シスクノ如キノ達ハ遵守スベキモノニアラズ、尙ホ本

会ハ之ニ対シ大ニ前后ノ策ヲ講セントス

また、前日堀田が提出した知事交迭の建議は、熟考を要する

通常府会が再開するのは市部会・郡部会と時間をずらして行なわれた一二月一〇日である。この日堀田康人より「府知事栄転ノ建議案」が提出された。建議案は、知事の最大の業績として、①琵琶湖疏水工事、②京都宮津間車道開鑿工事、の二工事を称賛し、その上で「栄転」すべしとする最大の理由を、「議場党派ノ紛争ニ当リ敢テ一方ヲ庇護スルノ政策ニ出ルカ如キハ縦令府知事ノ職権上正当手段ニ出ルモノト謂フト雖トモ某等ハ決シテ府知事ノ処置ヲ至当ナリト信ズル能ハズ」、とした。こ

の後、番外一番尾越書記官が知事の達は内務大臣の命令によって出されたものである、と述べたが、堀田の建議は、採決の結果、八五名中賛成四七、反対三八で過半数可決された。この結果、公民会員中に退場者が続々現れた。そのために、「市部議員ノ數定員ニ満タザレハ此ノ議事ハヨリ無効ナリ」と河原林議長は宣言せざるを得ない事態が出現したのである。

一二月一一日、府知事栄転の建議の第二次会が開かれる。しかし、この日の午後一時より閉場式と次のような府知事の達があつて二次会を遂げないで明治二十五年度通常府会は終幕を閉じる。

丙第百拾七号

別紙陳情書ハ内務大臣ニ於テ受理スベキモノニ無之旨ヲ以
テ該省ヨリ却下セラル

右相達ス

明治二十四年十二月十日 京都府知事北垣国道

京都府会

この一連の府会の動きに対し、北垣はどのように意識し、
対応しようとしていたのであろうか。それを知りうる二つの北
垣の書簡がある。

ひとつは、一二月五日、内務大臣品川弥二郎宛の書簡である。⁽⁷⁾
当府会之景況先般申上候末、其翌廿五日は知事攻撃論多数
を占め得さる勢に由り、発議者より市郡部両会を終りたる
後ち可議旨論出し、議会は之れに同意し、其翌廿六日より
郡部、市部両会に分れ暴議連は毎日集会、同意者を煽誘し、
又不斷東京自由党本部に通信し、此際星亨は当地に滞在し
て暗に之れに後援を為し、随分無間断計略を運らし居申候。
漸く同意者を得たる趣にて、市郡部会終り次第攻撃問題を
議すへき旨内定致し候。来る八日、九日頃右問題を議し候
筈に付、其場合に至りては無余儀中止の上え上申之心組に
候条、此段予め御含置被下度候。右得貴意度。

また、追記で北垣は次のように言う。
本文之通に付、府会解散の上は十分実業家にして名望資産

を有する者を選出候様計画中に有之候。一掃するも亦宜し
からんと存し候。自由・改進首領合同の後は両党非常に憤
発、東京本部と地方と氣脈を相通し、新聞利用、壯士の使
用、政談演説等頗る敏活にして、且陰陥狡猾其手段も余程
巧みに運動致し候条、万々御注意被下度候。

この書簡からは、次のことがわかる。①明治二五年度通常府
会の動向を北垣は品川内務大臣に伝えていたこと、②品川宛の
書簡は、先回は、堀田が知事榮転の建議を府会に提出し議長預
かりになった一月二十四日であったこと、これは京都府会の非
公民会派が公民会を擁護する北垣に対して明確に矛先を向けて
きた最初の日であった、③通常府会は一月二十五日でいったん
中断され、二六日からは郡部・市部会に分かれたが、非公民会
派は毎日集会し、また東京の自由党本部に通信し、星亨は当地
に滞在し計略をめぐらしていたこと、そして市部会・郡部会が
終わり次第、「攻撃問題」(知事攻撃)を通常府会で議論するこ
とが内定していたこと、④もしそのようなことになれば、北垣
は府県会規則に基づき府会の中止を行い、内務大臣に上申して
解散および府会議員の改選を行なう予定であり、そして解散の
上は充分なる実業家で名望資産の有する者を選出することを計
画していたこと。

この品川への書簡を見る限り、北垣にとって明治二五年度通
常府会での非公民会派による公民会攻撃、その結果としての北
垣府知事攻撃は、けつして「余波」やとばっちりというような

ものではなく充分なる警戒の上での結果であり、全面的な対決姿勢を堅持していたのである。

もう一つは、それから五日後の一二月一〇日、松方總理宛の書簡である⁽⁸⁾。

議会閉場後、日夜御配神之段奉恭察候、大隈伯諭旨之御処分ハ適當之御果斷、毫末疑ヒ無之候、只此上、私党合同何程猖獗ヲ逞ク致シ候共、モハヤ当年以後ハ少シモ無斟酌^{〔酌力〕}、

十分強硬手段ヲ以テ御決行被下度、内閣サエ御一致ナレハ、地方之方向確定、内政ノ整理ハ決シテ難事ニハ無之候

このような強硬姿勢を奨励する北垣の意識には、「当年各地方議会ノ有様ハ、自由改進両党本部ヨリ熱心手ヲ着ケ、互ニ氣脈ヲ連絡シ、無定見ノ議員良民ノ分ヲ煽動致し候ニ付、余程其熱ニ浮カサレ申候」という政治認識があった。この書簡の中で北垣は、一八九一年秋の明治二十五年度京都府通常議会を次のように認識していた。

当府会ニ於テモ僅々六名之自由党議員中ノ議員カ主導者者^(マニ)

トナリ、元改進党派ノ者三名之レニ雷同シテ、他ノ議員ヲ扇動シ、種々烏合之一團結ヲ為シ、以テ公民会ヲ攻撃シ、其余波終ニ知事攻撃ニ涉リ、今日は知事交迭之暴議提発ニ内定致し候、小生モ十分解散之準備候所、昨夜以来、追々悔悟之者出来、只今ニ至リテハ何共分カラヌ有様ニ相見ヘ申候、夕刻迄ニハ勝負ヲ決シ可申候、乍去、府ノ行政事業ニ於テハ尽ク原案ニ賛成、莫大費用ヲ増加シテ議決致し候

ニ付、意外ニ府ノ事業ハ便利ヲ得テ、知事攻撃位ハ格別府行政上ノ障礙ニハ相成不申候、乍去、右地方議会ノ風潮ハ何地モ同様之模様ニ付、本年期衆議院ニ於テ私意ヲ伸ハシ候事ヲ得ルニ於テハ、地方今日之虛形ハ実形ト相変シ、終ニ内政ノ整理ヲ破り、無秩序之者ト相成リ可申ハ必然ニ候条、何卒大隈伯放逐之御精神ヲ以テ、ドコ迄モ御勇断、為國家奉熱望候、右得貴意度

この書簡でも、北垣は、内務大臣に要請して府会を解散する予定であったことを明言している。そして、このような地方議会での知事攻撃が決して京都府だけに現れたわけではなく、どの地においても多かれ少なかれ同様の現象が現れていること、来るべき第二回衆議院議員選挙では自由・改進両党の策動が現れるだろうこと、これに対してどこまでも勇断をもって対処してほしいことを述べたのである。

II 第二回衆議院議員選挙

北垣の非公民会派に対する対決姿勢は、一八九一年二月一日を投票日とする第二回衆議院議員選挙の過程で露骨に表れた。北垣の動きは、八九〇年（明治二三）七月の第一回衆議院選挙で北垣が全く選挙運動に関わらなかつた姿勢とは全く異なり、公民会系とその周辺を露骨に援助するものであった。そのことは、すでに一九七六年に発表した拙稿「明治憲法体制成立期の吏党」（『社会科学』二二号）で、『塵海』や河原林家文書を史

料として使用して不十分ながら明らかにした。その後、佐々木隆「干渉選挙再考」(『日本歴史』三九五号、一九八一年)が、「高知県などで見られたような物理力の行使をも厭わぬ警察力重視の選挙干渉」とは異なる選挙干渉のあり方、すなわち、京都府も含めた近畿地方で繰り広げられた「隠微にして洗練された実効有る選挙干渉」の様相を具体的に明らかにした。佐々木氏の研究は、九鬼隆一から松方正義に宛てた一八九二年の一月から二月にかけての大量の書簡を用いて、松方首相の委託を受けた九鬼が「近畿、瀬戸内東部の諸府県で各種の集票活動や反政府系候補落選工作」を行なつたことを明らかにしたものである。

以下、前述の拙稿、および佐々木氏の研究から、北垣の動きを追えば、北垣がこの選挙にかけた積極性が明らかになる。北垣は、雨森菊太郎、松野新九郎、田宮勇ら公民会員と談合を持ち、第一、第二区の候補者選定に自ら乗り出し、各郡長に指示を与えた。そして品川弥二郎内務大臣、小松原英太郎警保局長とも常に常に連絡をとっていた。⁽¹⁰⁾

二月一五日の選挙の結果は、表1の通りである。この結果について、北垣は二月一八日、品川に報告し、選挙は第三区を除き「勤皇派」が勝ちを占めたこと、第三区は乙訓郡長野村永保が大患に罹って二月八日死去し、三郡町村の気脈が断絶した結果、四票の差で「破壊党」を混入したことが残念である、と書き送った。⁽¹¹⁾

表1 第2回衆議院議員選挙結果

選挙区	氏名	得票	所属
一区 (上京区)	坂本則美○ 西村七三郎 富田半平兵衛 その他	35 24 23 3	(無所属) 公民会
二区 (下京区)	竹村藤兵衛○ 能川登 その他	126 32 2	(無所属) 自由党
三区 (愛宕、葛野、乙訓、紀伊郡)	正木安左衛門○ 松野新九郎 小松喜平次 寺内計之助 その他	551 547 206 197 7	自由党(弥生俱楽部) 公民会 保守中正派 公民会
四区 (宇治、久世、綾喜、相楽郡)	西川義延○ 田宮勇 伊東熊夫 その他	672 586 448 3	(独立俱楽部) 公民会 元自由党
五区 (南桑田、北桑田、船井、天田、何鹿郡)	田中源太郎○ 石原半右衛門○ 河原林義雄 羽室嘉右衛門 その他	1,330 1,041 627 480	公民会(無所属) 公民会(無所属) 自由党
六区 (加佐、与謝、中、竹野、熊野郡)	神鞭知常○ 石川三郎介 上野弥一郎 その他	878 301 23 4	(無所属) 保守中正派 公民会

出典：『日出新聞』明治25・
2・17、2・18、2・
19、2・21

備考：①○印は当選者
②所属カッコ内は院内会派

この選挙をとりまく状況を北垣はどのように見ていたか。二月一五日、選挙日当日でまだ帰趨がわからなかつたが、北垣は品川内務大臣に「先づ大略全勝の心算」と書いた上で、この選挙の実況を次のように書いた。⁽¹²⁾

各地方近來報告の有様に付て静に我国の民度を測量するに、其智識力、道徳力、財産力の低き事、實に言語の絶したる者にして、所詮從来黒幕諸公を始め各大臣閣下雲上より照覧あらせられ候様なる立派なる日本國民度には無之事、此度惣選挙の活劇実況に由り了然無疑次第に有之候。其一、二を挙れば、乳臭き少年が生ま聞きの個人主義を受売して、之れに誘惑せらるゝ村老あり。或は尋常小学校卒業程の力も無き無学無識の壯士か説く所の首尾も無き支離滅裂の自由論に迷ふ町村長あり。或は一壯士の囁噺に由て一町選挙権を放棄せんとする者あり。或は一杯酒前約を違背する者あり。或は三方四方に仮諾して細利を貪る者あり。或は甲より金巾の風呂敷を取り、乙より反物を受けて後ち双方を欺く者あり。或は此選挙を奇貨として運動費を貪り又は殊更に之れを浪費し反て候補者を苦むる親戚、朋友、有志者の類あり。或は此選挙を御祭り騒ぎの如きに心得、浮かれ廻はる狂人あり。或は数千の暴民相党し隊伍を組みて警察権を蹂躪するあり。又相戦ひ互に殺傷する者あり。天輪王を利用する者あり、遽かに改宗する者あり。候補者をして立会演説^{〔説〕}をなさしめて其説の可否を解する能はす、只其頭

の下け振りの高低を測て投票を決したる村あり。保守主義を唱えながら自由派に投票を売らんと企つる者あり。民主党候補者の參謀と称する徒にして、密かに吏党に款を通し私利を逞くする者あり。改進、自由両派か区々たる一私人の情実に由り合同力を失ふあり、又は其情実の為め表に協同を唱え暗々裏に相害する者最も多し。貪婪多慾の神官か些々たる金錢に迷て奔走周旋百方人を害するあり。其醜態千奇万怪實に枚挙に遑あらず。畢竟改進、自由又は民党、吏党抔と喋々すれども其実相を観破すれば、其選挙者は馬耳東風、國家とか主義とか其觀念を有する者は殆ど皆無の有様なるに、地方官取締上の過失も隨分可有之候條、向來は一層地方政府上に於ても困難を見るへしと存し候。

このように智徳財の三つの力に乏しい民度の結果、「個人主義とか自由民権とか無秩序的の邪説流行するに由り、其民風の怠慢に流れ秩序を紊乱したる事不一方、就中官吏を嫉忌し政府を猜疑するの觀念は最も甚しく候」、と北垣は認識していた。

そして、このような流弊を一変して秩序的な社会と我が帝国の独立を望むとすれば、今度の選挙で選ばれた着実な議員が組織を結んで、首領を定め、強固な一團体をつくり、東京に本部と、各地方に支部を置き、平生連絡をとり、これを機關として漸次着実なる秩序的政事思想を養成し、衆議院選挙は勿論、府県會議員選挙、小さいところでは市町村施政に至るまでこの機關の力に依拠し、中央本部から地方支部、ひいては市町村および商

業会議所、農会から各組合に至るまで直接および間接に一氣貫通して国家の元気を培養するならば、その力は巨大なものとなるだろう、とした。⁽¹³⁾要するに、「民党」に対抗する全国組織の必要性を北垣は力説したのである。それから三日後の一八日付の北垣より品川宛書簡でも、北垣は、議会の多数がどのようになっても、「勤皇派、温和議員の首領を定め」「各地方氣脈一貫の基礎を」立てさせられ、新議員の方向を失わざるよう御計画が焦眉の急である、と書いた。そして、総選挙については、地方によっては随分混雑を極めまた「失措」もあるだろう、したがって将来「破壊党」は種々の口実を設けいつそう急激陰険な方略をとり、新議員を迷わし、良民を惑わし手段を尽くし妨害を極めるので善後の策一日も忽緒に付すべきではない、とも書きいた。⁽¹⁴⁾

ただし、北垣が「民党」に対抗する全国的組織の必要性を力説しても、北垣自身がそのような組織をつくることに力を尽くすことは考えていなかつたし、そもそも全国的組織の北垣自身の具体的イメージがはつきりしていなかつた。

III 北垣の東上

第二回総選挙後、七月に北海道庁長官に任命されるまでの五か月間に、北垣は四度にわたって東上している。五か月間に四度の東上は、一八八一年（明治一四）に京都府知事になつてから全く例のないことであった。その内、四度目の内務大臣任命

の時を除けば、第一回目は三月四日から（帰任の時期は不明）、第二回目は四月一日から五月一日まで、第三回目は五月一九日から六月一八日までである。要するに、第二回衆議院議員選挙後、七月一九日の北海道庁長官任命までの間、北垣は京都にいる期間よりも東京に滞在していた期間の方が長いのである。この東上は、地方官会議や京都府知事としての陳情の意味も含まれていたが、中央の顯官や政治家との接触を通して、中央政治へのコミットや情報収集の意味があった。

i 一回目の東上

『中外電報』明治二五年三月四日付（以下の記述はすべて明治二五年なので年の記載は省略）は、この日北垣が巖本府属とともに東上し、ついでに持病である心臓病の療養のため熱海に赴くはず、滞在日数は二週間、と伝えている。⁽¹⁵⁾同紙三月一六日付は、東上中の北垣が京橋山下町の対山楼を宿所にして、療養をしながら、各地方長官と往復し大臣を訪問するなど公務にしたがっている、と伝えている。⁽¹⁶⁾

北垣が東上した時、中央政治では、大きな混乱が発生していた。三月一日の品川内務大臣の辞任である。佐々木隆氏によれば、品川は、選挙干渉問題の引責辞任ではなく、松方政権の地方官・警察官処分や政府系議員（温和派）への無定見な対処に絶望して辞任に踏み切ったようであるが、後任をめぐつては井上馨が擬せられるが、政権内部の反対の声と本人の拒否によ

り、結局副島種臣が後任に決まった。¹⁷ 品川が辞任した時、白根専一内務次官も辞職しようとしたが、内閣からの引止めと副島新大臣が前大臣の方針を踏襲することを明言したことにより辞職を思いとどまつた。¹⁸

地方長官の東上は、北垣のみではなく、二月二八日に安場保和福岡県知事、山田信道大阪府知事に出京したのをはじめ、三月一日までには三府一五県の知事に及んでいた。¹⁹ これら地方官の上京は、内務大臣の命によるものではなく、各自それぞれの意志による上京であった。²⁰ おそらく、古参地方官でリーダー的役割を果たしていた安場など地方官の呼びかけによる上京であろう。この時、後藤象二郎通信大臣、陸奥宗光農商務大臣などによって品川内務大臣の引責辞職の要求があつたし、地方官の大更迭の噂もあつた。²¹

内務大臣が品川から副島に代わったことを北垣がどのように意識したかは史料がないのでわからない。ただ、北垣は、品川を個人的に高く評価していた。二年半ほど前の一八八九年一〇月一七日に北垣が品川御料局長官を訪問し、嵐山民林買い上げの件を相談した時、日記に次のように書きとめた（『塵海』明治二三年一〇月一七日条）。

品川氏ハ慷慨憂国ノ義士ナリ。條約改正ノ事天下囂々タルニ由リ、病ヲ犯シテ在朝ノ大臣・枢密顧問官等ニ説キ以テ未発ニ危害ヲ除却セん事ヲ謀リ、百方尽力忠ヲ國家ニ致ス。議論切実、人ヲシテ感動セシム。

二月の第二回総選挙の際に、北垣が品川と常に連絡を取り合っていたことは前述したとおりである。

『中外電報』三月一七日付の記事に次のようなものがある。目下知事の東京に在る甚だ多し、選挙に干渉して御褒美に与らんと思ひ居たるに、主務大臣更迭し、また心の奥の知れ難き新大臣の椅子に就き事の意外に出でたるより此頃頻りに奔走し、身の上の相談に各自に電話を使ひ引力に攀ぢ居ると云ふ、成程傘匠の丁稚の如く骨折りて叱かられては実に御氣の毒なり

皮肉交じりに書かれた知事像は、北垣のイメージにはほど遠いが、北垣に限らず多くの府県知事には品川の辞任が地方官处分に向かうのではないかとの危惧の念があつた。しかし、北垣ほか地方長官は、副島が前大臣の方針を改めないことを明言したことにより安心したはずである。²²

北垣が三月中のいつ京都に帰ったかは明確ではない。

ii 二回目の東上

四月一日午前一一時、北垣は京都七条停車場からこの年二度目の東上の途についた。車中では山下秀実大阪府警部長も同車していた。翌日午前八時過東京着。旅館は定宿の山下町対山館である。この日から五月一日の帰京まで一ヶ月間北垣は東京に滞在することになる。東上の理由は、定期の地方長官会議であるが、『塵海』を見る限り、むしろ多くの顕官・政治家・地方

官と会い、情報を交換した点が目立つ。

地方長官の会議は、四月七日、内務省において地方官諮詢会が開かれた。この時議長である白根次官より種々の諮問があつたようであるが、議事は給仕であつても会議室に入れないほど秘密裡に行なわれた。⁽²³⁾ 四月八日も、午前内務省の議事堂において、白根が議長席について小松原英太郎警保局長、大浦兼武主事臨席のもとで地方長官会議が開かれた。四月八日、九日の内務省会議でどのようなことが話し合われたか不明である。⁽²⁴⁾ 『塵海』を見る限り、この後、一二日、一五日、一八日も「内務省会議」があり、一八日には市町村監督方法および訓令案を議論した。二三日には松方總理大臣の召集で總理大臣官舎に会した。集まつたのは北垣、富田鉄之助東京府知事、山田信道大阪府知事、内海忠勝神奈川県知事、周布公平兵庫県知事、籠手田安定新潟県知事、中野健明長崎県知事、中村元雄群馬県知事、石井省一郎茨城県知事であった。地方官の代表的人物安場福岡県知事、松平熊本県知事の名は書かれていない。ここでは、松方が地方の事情を聞き、また松方總理の意見が告げられた。各知事は皆その任地の実況を開陳したが、北垣は「政略ノ大方針」を述べ、これに対して「大臣驚テ聞ク」という状況があつたらしい。北垣は、このことについて、「事機密ニ係ルヲ以テ記セス」と書いた(『塵海』四月二三日条)。二四日は「内務省集会」、二六日は副島内務大臣の晩餐会、一七日には内務省に出頭して市町村監督条例の発布を促がした。そして、四月二八日、『塵海』には「十時内務省ニ会ス」という記述だけであるが、午前中各府県知事が内務省に参考して会議を開き、この会議をもって地方官会議は終結になつたらしい。⁽²⁵⁾ ただし一部の地方の知事は、五月中旬まで滞京して政界の実況を観察するという噂があつた。⁽²⁶⁾

この間北垣は陳情でも動いた。陳情の一つは、京都の美術学校敷地拝借の件の陳情である。四月七日には土方久元宮内大臣、ついで杉孫七郎内蔵頭を訪問し、この件を具申し、八日には宮内省に出頭し、九日には花房義質宮内次官とこの件を談じ、一五日には宮内省に小笠原長育主殿助に面会し、この件を談じた。

もう一つの陳情の内容は、京鶴鉄道の第一期線への編入の陳情の件である。四月七日、内務省に出頭し、意見を述べ、一〇日には高島鞆之助陸軍大臣に、二四日・二五日は白根内務次官に陳情した。二五日の陳情の際に、白根は、鉄道拡張案は修正しないことに決定したこと、舞鶴鉄道の急要のこと、九年一期間(『塵海』四月七日、八日、九日、一〇日、一五日、二四日、二五日条)。

以上のような地方官会議と陳情の合間に縫つて、北垣が精力的に意見交換と情報収集につとめたのが政党問題であつた。

四月三日、東上の車中で同乗した山下大阪府警部長が北垣の旅宿を訪問し、「大坂会」について談じた(『塵海』四月三日条)。「大坂会」は、「朝野新聞」によれば大阪府九名、京都府三名(西川義延、田中源太郎、石原半右衛門)、滋賀県五名、兵庫県

三名、岡山県二名の近畿府県「非国民党派」代議士二一名が三月二七日に大阪で開催した会合である。これから第三議会に対する運動の方針を協議したが、議決には至らなかつたらしく、四月二〇日東京においてさらに会合をすること（実際は開かれていらない）、そのための府県代表者として外山修造（大阪）、村野山人（兵庫）田中源太郎（京都）、中小路與平次（滋賀）、坪田繁（岡山）の五人が選ばれた。この状況を伝える新聞記事で注目される点は、この会合では大阪府選出の外山修造が開会の趣旨を述べた際、近畿の結合の必要性と、「其主義とする所は要するに国民党にも政府にも与みせず専ら中正不偏の地位を守らんと欲するに在り」と発言し、大東義徹（滋賀）、田中源太郎、坪田繁、侯野景孝（大阪）がこれに賛成したこと、栗谷品三（大阪）がこれに反対し、近畿だけではなく議会で多数を制すべき団体を組織することの必要を述べ、村野山人、村山龍平（大阪）、高井幸三（大阪）がこの意見に賛成したことである。⁽²⁾

要するに、近畿の「非国民党派」代議士が近畿結合派と全国結合派に分かれたのである。そして、この対立は近畿結合派が政府と「国民党」の間で「中立」と自らを位置付けたのに対し、全国結合派はこの当時九州の「非国民党派」代議士が主導していた明確に「国民党」に対決する、したがつてより政府系の色彩が強い院内団体をめざす動きとの対立でもあった。

北垣は山下との会談を経て、京都府の「非国民党派」代議士の中心人物である田中源太郎に対し書留郵書を送り、「委員会ヲ

急速スル事ノ得策ヲ注意」した（『塵海』四月一日条）。この後、北垣は松平正直熊本県知事と会談した。ここでは、①「大坂会二付山田信道（注：大阪府知事）疑団ノ事」、②松方總理大臣が時機を見て伊藤博文に總理の座を譲るという情報、③北海道庁の近來の方針は内務の方針によること、などについて話しあわれた（同前）。この三件について、北垣は「根底無ク只枝葉ニ渉ルノ事ノミ」と書いており、重要なことは考えていないかったようである。さらにこの日、北垣は三月一一日に内務大臣を辞め枢密顧問官になっていた品川弥二郎と会談した。品川は、「去月下旬大坂会ノ事ニ付信書ハ軽忽ニ失シタル旨頻リニ弁解セラル」と『塵海』にあるが、おそらく三月下旬品川が北垣に「大坂会」について誤った情報、もしくは誤解を招く情報を手紙で伝え、そのことを品川が「弁解」したのである（『塵海』四月三日条）。

翌四月四日、山下大阪府警部長の訪問を受け、山田信道大阪府知事の「疑団」がようやく氷解したこと、なお将来猜疑が起きないよう忠告を受けた。山田の「疑団」の中身は判然としないが、大阪における「非国民党派」代議士の会合に対して山田が何かの動きをしたことを誤解したものであろう。北垣は、近畿「非国民党派」代議士の「委員会急速ニスル事」を田中源太郎に通牒したこと、山下は外山修造（大阪）と侯野景孝（大阪）にものこのことを話しておくことを約束した。

場保和福岡県知事、松平正直熊本県知事、小崎利準岐阜県知事らに「大阪地方団体ノ景況ヲ談シ、九州団体ト其性質殊異ニシテ純粹ノ実業団体ナル所以ヲ告」²⁷げた。これに對して知事連中は「各了解ノ旨ヲ述」²⁸べた(『塵海』四月五日条)。北垣は、近畿の「非民党派」代議士の多くが九州団体と異なり、「純粹ノ実業団体」であり、したがつて直接的な政府系集団ではないことをの了解を得たのであろう。この後白根専一内務次官にあつた北垣は、「東京ノ臆病疑团ノ病ハ其害ヲ京坂団体ニ及ホシ、良結果ヲ見ルヘキ者モ終ニ中位ノ結果ヲ告ルニ至レリト告」²⁹げた。

これに對して、白根は、自分には「疑团」はなかったが、勢いやむをえなかつた、と述べた。この「疑团」の中身が明確にわかるわけではないが、おそらく近畿の「非民党派」代議士の中で完全に政府系になりきらない人々に對する不信や疑惑があつたのではないかと思われる。

この日の午後、北垣は伊藤博文の病氣見舞いに訪問するが不在で、その後井上馨邸を訪問し、会談した。この会談で、井上のいくつかの質問に對し答えていた。まず、京阪の景況はどうか、という質問に対し、町村制の実施時期を誤り、速過ぎたことがもつとも病の甚だしい点である、と述べた。ついで「衆議院溫和派ノ纏り如何」の質問に対し、「溫和派」は一七〇名いるが、浮雲のように一定しない、纏まりには首領が必要である、と述べた。また「根本タル有力ノ首領見込ニアリヤ如何」という問い合わせに対しては、根本の人物は忠君愛國の精神、義勇の胆力

に富み、俗氣を脱して内閣なぞには少しも志望なき者、小欲に迷わない脱俗家でなくてはつとまらないと述べた。ではそのような人物はいるか、品川弥二郎ではどうか、との質問に對し、「甚々其人ヲ得サルニ苦シム。品川ハ衆雲皆集合スルニ至ラサル可シ」。では誰か、の質問に對し、勝海舟翁を除いてその人はいない、と答えている(『塵海』四月五日条)。しかし、勝の首領が現実性のないことは北垣も井上馨もわかつてはいたはずである。

この時期、北垣に限らず、政府の周辺にいた人々は、数多くの「非民党派」代議士をいかに糾合するかが大きな課題だったのである。

非「民党」系代議士の動向はどうなるか。四月二十五日、旧独立俱楽部の一部および無所属議員の一部は厳正中立主義を標榜して独立俱楽部を組織した。京都からは第四区の西川義延がこれに加わった。²⁸一方、四月下旬、九州の代議士を中心にして中央交渉会が誕生し、その後近畿団体の一部をも糾合して、九五名の院内団体中央交渉部が結成された。この時近畿団体は分裂し、大阪グループ(外山修造、浮田桂造、村山龍平、橋本善右衛門、高井幸三、侯野景孝、児山陶、佐々木政又)や、兵庫グループ(村野山人、渡辺徹、後藤敬)は中央俱楽部に入るが、京都グループ(坂本則美、竹村藤兵衛、田中源太郎、石原半右衛門、神鞭知常)、滋賀グループ(大東義徹、中小路與平治、

川島宇一郎)、岡山グループ(坪田繁、西毅一、坂田丈平、渡辺磊三)は中央交渉部に入らず、無所属になったのである。三月二七日の「大坂会」で、政府と「民党」の間で「中正不偏的地位」を守ろうとする田中源太郎、大東、坪田、侯野ら近畿結合派と栗谷、村野、村山、高井らの全国結合派と意見が分かれることは前述したが、近畿結合派の一人侯野侯野景孝が中央交渉部に入ったことは、大阪府の「非民党派」代議士がほとんど中央交渉部に入っていることと、山下秀実大阪府警部長らの説得があつたためと思われる。

ところで、北垣のお膝元である京都府の「非民党派」代議士は中央の「非民党派」代議士の院内最大会派には入らなかつた。田中源太郎や石原半右衛門からすれば、第一議会・第二議会のときの大成会専属派の考えをひいていたといえよう。³⁰⁾『塵海』を見るかぎり、北垣が田中らを説得して「非民党派」全国結合への参加を画した形跡はない。むしろ、田中らの独自な位置を他の知事や白根らに説得している側面が目立つ。四月三〇日にも、北垣は、白根内務次官、小松原警保局長にあって、坂本則美と神鞭知常のことを談じてゐるが(『塵海』四月三〇日条)、無所属の彼らの位置を説明したものと思われる。

ところで、「民党」対策として、北垣らが危惧するもうひとつ点があった。品川に代わって登場した副島内務大臣が、「民党」妥協策の姿勢を見せたことである。四月九日、副島は大

隈に面会を求める書を送った、という。³²⁾この日には改進党島田三郎ほか五名が選挙干渉問題で副島の官邸を訪問し、会談をするということがあった。³³⁾かつて品川の路線を踏襲するとした副島の「民党」に対する鷹揚な態度は、白根内務次官のみならず、北垣ら地方官の怒りと不信をひきおこすことになった。『塵海』四月一一日条に、「十時内務省ニ会ス、大臣工面談、板垣面会ノ事」、一六日条に「午前内務省ニ会シ、内務大臣、板垣面会ノ事ニ付談アリ」とあり、板垣に面会したことを副島から告げられたことがわかる。これに対して、一七日の日曜日、北垣

は、松平正直熊本県知事、内海忠勝神奈川県知事とともに松方総理を三田に訪ね、「品川子ノ辞職、改進党員ノ各大臣歴問、副島内務大臣ノ板垣面会等ハ非常ニ温和議員ヲシテ疑團ヲ生セシメ、殆ト困難ヲ極メントスル事情ヲ述へ、将来善後ノ四事ヲ具陳」した。「将来善後ノ四事」の内容は不明であるが、松方総理は「同感ヲ表シテ甘諾」したようだ(『塵海』四月一七日条)。

以上述べた以外にも、北垣は、渡辺国武、山田顕義、榎本武揚、伊藤博文、徳大寺実則ら会談し、また多くの地方官と交流を深めた。北垣が、新橋停車場から帰京の汽車に乗るのは五月

Ⅲ 三回目の東上

北垣のこの年三度目の東上は五月一九日である(『塵海』五

月一九日条)。その五日前の一四日、小松英太郎原警保局長、三橋警部長などから、この日衆議院において自由党の中村弥六が提出した選挙干渉決議案が可決されたという電報が北垣に届いた(『塵海』五月一四日条)。この決議案は、官吏の職権乱用による選挙干渉に対し、総理大臣の処決を要求する案であった³⁴。翌一五日には、おそらく電報であろう松平正直熊本県知事、安場保和福岡県知事から東上を促してきた。この時北垣は、二、三日の内に東上するという返事を出している(『塵海』五月一五日付)。一六日には、白根専一内務次官よりも東上を促してきた。また、小松原警保局長・三橋警部長からこの日帝国議会停会の命があつた旨の電報が届いた(『塵海』五月一六日条)。

一七日には、北垣は松方總理に書留郵書を送り帝国議会停会についての意見を述べた。また白根内務次官にも書留郵書を送っている(『塵海』五月一七日条)。北垣の帝国議会停会についての意見の内容は不明である。一八日には、白根より電報があり、出発の日を聞いてきた(『塵海』五月一八日条)。北垣が七条停車場から出発するのは一九日午後二時四三分である(『塵海』五月一九日条)。

北垣が東上した一九日午前一〇時頃、安場福岡県知事、松平熊本県知事ら一府九県の知事が内務省に参集し、何事かを協議したらしい³⁵。四月の品川内務大臣辞職の時よりは地方官の上京の人数はまだ少なかつたが、選挙干渉決議案の可決、帝国議会の停会は、その後生じてくる地方官更迭の噂とあいまつて地方

官の危機意識を高め、多くの地方官を上京させることになったと思われる。

北垣が東京に呼ばれた理由の一つは、議会対策、すなわち政府内において京都の五人の代議士など無所属議員の結集を図る意図があつたと思われる。二〇日午前七時東京に着いた北垣は、まず京都選出の坂本則美、竹村藤兵衛の両代議士に議会停会後の景況を聞き、「(議会)開会ノ方針ヲ案」じ、午後には白根内務次官に面会した。夜には松方總理を訪問するが不在。その後高島陸軍大臣を訪問した。高島は、停会前後の景況と改進・自由両党の内情等を話し、北垣は「中立派」の代議士結合の事を約束した。この日の北垣の日記には、「是レハ今日開会ニ際シ、事実ノ問題二十ノ八勝ヲ占ムレハ局ヲ結フヘキニ付、中立ノ者四十内外ヲ結ヘハ其目的ヲ達スヘキヲ以テナリ」と書いている(『塵海』五月二〇日条)。この場合の「中立派」とは、京都の五人が属していた四二名の無所属議員のことであつた。すなわち、無所属議員のほとんどが政府の方針に近い立場に立てば、事態は政府に有利なように展開するはずであつた。翌二一日早朝、北垣は坂本に会い、「中立者結合ノ事」を話し、坂本は、本日同志者と会合して協議する、と述べた。午前九時には松方總理を訪問し、「中立者結合策」を述べ、松方は「同感」した。この時松方に対し北垣は、「京畿実業団体凡三十名計結合中心ヲ取ルヘキ手段ヲ、國權党力破リタルノ害終ニ停会ノ不幸ヲ見ルニ至リタル理由」を述べ、今解散に及べば、「上ハ陛下ノ

宸襟ヲ「脳マシ奉リ」、下は良民の心を失い、そして良議員を得ることができなくなる事情を具申し、「(松方)大臣大ニ感悟」するところがあり、そして、北垣はなお「将来実業家結合シテ議政事ノ中心ニ立ツヘキ必要」を開陳した、と日記に書いている(『塵海』五月二一日条)。日記中「国権党力破リタルノ害」という表現が中央交渉部の中の九州系議員の動きを批判的に書いているのか必ずしも判然としないが、北垣が「中立者結合」を言う場合、その後六月に創設される国民協会のような国権的色彩の強い組織ではなく、「実業家結合シテ議政事ノ中心」となるような幅広い結合の組織の必要性を認識していたことが伺える。それゆえに松方の同意を勝ち得たのである。この日一〇時過ぎには高島陸軍大臣を訪問し「昨夜以来中立者ノ景況」を告げた。高島の反応の記載はない。そして午後からは田中源太郎代議士と「中立者結合ノ事」を談じた。

なお、北垣の「民党」対策は、闇雲な強硬策を否定するものであった。五月二三日の議会停会あけの日、北垣は早朝白根を訪問し、議会における「政府委員説明中圭角、冗弁ノ此際ニ於テ不得策ナル理由ヲ注意」した。「四日には松方首相を訪ね、河野敏鎌農商務大臣同席のもとで、「議会説明ノ議員感情ニ関スル二三ノ事情ヲ談シ、此際ニ当リ圭角又ハ力味ノ不得策ナル理由」を述べた(『塵海』五月二十四日条)。

この時期北垣が憂慮する事態はもうひとつあった。松方内閣が内部の軋轢によって、統一性の点でかなり弱体化していたことである。特に内務省内では、「民党」との妥協点を探ろうとする副島内務大臣と強硬派の白根内務次官との間の亀裂があります深くなっていた。五月三一日、濃尾震災救済費予算外支出³⁶事後承諾をめぐって、松方総理や後藤象二郎の意を受けて結果として「民党」との妥協策になる演説をしようとする副島に対してそれに抗議して白根が自宅に籠居するという事態が起こつた³⁷。その翌日の六月一日、北垣は白根次官を訪問するが、そこにはたまたま内海忠勝神奈川県知事、小松原英太郎警保局長、大浦兼武警保局主事が座にいた。白根は前日の震災地答弁の際、副島内務大臣と齟齬した件について談じた。北垣は、『塵海』に「事頗ル困難ニ涉リ人皆心ヲ苦ム」と記し、また白根に「静ニ一段落ヲ着ケ、而シテ後チ善後策ヲ施スヘキ旨ヲ忠告」した。この問題は、一二時に副島内務大臣から白根に謝状が送られたことにより一旦は応解決し、白根も議場に登ることになった。このことは内閣内の軋轢の問題として新聞でも取り上げられた。これについて、北垣は、「方今ノ勢四方皆疑团ニ塞リ人心匈々タリ、之レヲ料理スル者实ニ大量豪胆ナラサル可ラス。凡大小事ヲ處スル其方針定テ、而シテ歩ヲ進ム事ヲ得ヘシ、又能変化スル事ヲ得ヘシ、方今内閣ノ事一モ其方針定メス、一步左顧右眄嗚呼危哉」、と内閣内の軋轢を嘆いた(『塵海』六月一日条)。

しかし、六月二日、副島は再度演説をしようとして松方にとめられ、辞表を提出するに至った³⁸。四日、北垣は前日に引き続

き高島陸軍大臣を訪問するが、高島は「内務大臣辞表一件ノ失体」を語り、副島の妥協的態度のためであろう中央交渉部の中に広がっている「不平甚シキ景況」を談じた。北垣も帝国議会議場に中央交渉部員の欠席の多いことを告げていて（『塵海』六月四日条）。

この日、北垣に対して、高島陸軍大臣、西郷従道、品川弥二郎が協議の上、ある重要な要請が行われた。「内務大臣進退ノ事ニ付總理大臣工注意」してくれという要請である。松方と北垣の親密さを前提にしての要請であった。北垣は貴族院に松方を訪ね、その旨を伝えた。松方には「異見」があつたらしい。

松方は、「一部分ノ事情ヲ取テ内閣・大臣ノ進退ヲ論ス可ラスト」、と述べた。北垣は日記に「此問答機密ニ由リ之レヲ記セス、独リ胸中ニ於テ研究ノ一要事トス、然レトモ四人ノ意見、三人ハ一向ニ戦機ヲ論シテ他ヲ顧ミス、一人ハ全体ヲ論シテ戦機ヲ半ハニスルノ風アリ」と書いた（『塵海』六月四日条）。

明らかに、「三人」、すなわち高島・西郷・品川は、白根内務次官を支持しており、副島内務大臣の辞職を好機にして自由・改進両党の「民党」に対して対決を明確にしていこうという志向性を持っていたと思われる。これに対して、松方は、副島と同じ志向、一定程度「民党」と妥協があつても、第三議会を平穏裡に終えようとする現実的対処を志向していたといえよう。では、北垣の場合はどうか。精神的には高島・西郷・品川に親近感を持っていたことは推測できるが、一方で松方の現実的対処

に理解もあつたように思われる。

注目すべきことは、北垣と松方との関係の密なるところである。北垣は、松方内閣にかなり不満を持っていてが、以下に見るように松方は北垣を相談相手の一人にしていたようである。

五日早朝、松方を訪問した北垣に対して「極テ密ニ君ニ諮ル」

として、次のような相談があった。今日の景況では、議会はようやく局を結ぶに至った、特別議会後の整理策をどうすべきか、自分は總理を維持して事を為すのが得策か、總理を辞職して事を為すのが得策か、もし總理の座を他に譲るとすれば伊藤伯以外は望みがないと思うがどうか。これに対し、北垣は、「事機密ニシテ大事ナリ、熟考ノ上答申スヘシ、伊藤伯ハ此際内閣ニ立ツ事ヲ辞スルナラント想像ス」と述べ、答申を約束して帰った（『塵海』六月五日条）。七日、北垣は、小田原に伊藤博文を訪ねている（『塵海』六月七日条）。北垣は、小田原に一泊するが、伊藤との会談内容は書いていない。おそらく、五日の松方との会談が関係し、松方の意を汲んで伊藤の腹を探ることもあつたのではないか。九日夜、北垣は松方を訪問し、五日に松方から諮詢があつた点について内申した。その内容はこうである。

方今之内政を概想すれば、外事の交渉で急を要する困難はない、財政の整理しなければならないことはない、兇歳で飢餓があるわけではない、しかし、「党派外」と「内閣内」に弊がある、その相容れないこと水火・氷炭、圭角が接触し、会場は「政権ノ争闘場」となり、言論は官民が傷つけあう具になり、ついに

第二議会の解散となり、総選挙となり、特別議会となり、議会の停会となつた、昨今ややその局を結ばんとする傾向があるがその基礎が確立しているわけではない、畢竟一時の僥倖なので秋の通常の帝国議会で予算問題は昨年の轍を踏むことは必然であろう、したがつて今においてその気運を一転する方略を執り、内政整理の基礎を固めなければ終に收拾すべからざる弊害を釀成することになるだろう、その気運を転化するには二つの道がある、甲は、松方伯は總理を辞職してこれを黒幕諸公に任し、松方伯は財政一途を担当し、間接的に実業家の団結を慫恿して国家枢要の中心力を養うという道、乙は黒幕諸公に熟議して七年ないし一〇年を約して全く大政を担当し、大いに情弊を洗脱して、外交・内政各方針を各定し國務大臣は各その腹心の人をもつてこれに充て、各省の機関をして敏活銳利の運用をなさしめ、大いに行政の活動を強め、我が精神動作に押されて党派は常に退守防御の境に立たしむる道である（『塵海』六月九日条）。

北垣が『塵海』で書いているのはこれだけである。松方が辞職するのが良いか、辞職しないのが良いかは書いていない。辞职しない場合、松方に長期政権を勧め、行政主導で政党を重視しない点は一つの超然主義の形であった。この方法が、彼我的情勢を見ればどれだけ現実的であったかは疑問が残る。

一〇日、北垣は午前六時発の汽車で伊藤博文の別荘のある小田原に向かうが、多分伊藤がいなかつたためか途中で帰り、一日早朝伊藤博文を伊皿子に訪ねた。九日の松方との話し合い

は受けての結果であろう。伊藤の言としては、「伯モ亦世ノ紛擾ヲ歎ス」とのみ、『塵海』には書かれている。この日は、貴族院が追加予算案について衆議院と憲法上異なる解釈にする疑義を上奏した。北垣は翌一二日に京都に帰任の予定であったが軒の診察を受け、この日は終夜激痛で眠れない状態になった。結局、一六日まで毎日三浦の診察を受け、この日の午後ようやく山下町の旅亭に帰った。

北垣が病に臥しているときにも政治状況は変つていった。北垣が日記に書きとめているところによれば、一三日には貴族院の一一日付上奏にたいし勅諭があり、一四日には「上下院争権問題落着」し、海軍費のみ否決され、他は成立の局を結んだ。そして一五日は帝国議会の閉場式が行われた。北垣は一八日に東京を発つて京都に向かうが、その前日の一七日、松方を訪問した。そして九日午後松方に内申したことを再述して、「大臣ノ決断ヲ促」した。これに対する松方の言は、実は『塵海』では次のように途中で終っている。

大臣（松方—高久注）深ク感スル所アリテ云、余モ亦同感ニ出ツ、由テ密ニ君ニ談ス、乞フ此ノ機密ヲ保テ熟考アレ、余ニ於テモ君ノ忠告ノ如ク、今日ヲ以テ氣運ノ變化ヲ図ラサレハ「以下文なし—高久注」

松方はどのように発言したのである。北垣の日記『塵海』は、下書が残されている部分もあり、おそらく清書の段階で、

北垣は松方の発言の清書をとめたのであろう。そしてその後の松方の動きを見れば、北垣が提示した二つの道の内、辞職しない道を選択した可能性が高いと思われる。

なお、北垣は京都への帰任の途中小田原に立ち寄り、伊藤の「考案ヲモ承」った。そして、その夜伊藤との会見内容を松方に書き送っている。それによれば、伊藤に対して北垣は、「國家元老諸公ハ各自振テ難局ニ当リ、又之レヲ佐ケサル可ラサル場合」、と伊藤も含む元老等の協力を要請したようだ。それに対して伊藤は、「方今之如キ複雜ナル世之中ハ、尋常手段之料理シ得ラルヘキ者ニモ有之間敷、何人ガ担当スルモ同様之事にて実ニ六ヶ敷場合ナリ、内務其人ヲ得テ之レヲ整理スル事杯ハ今日急務中ノ最大急務ナラン、然レトモ又容易ニ其人ヲ充シハ前轍ヲ踏ムノ恐アルヘシ、是レ等ハ第一着之仕事ナラン云々」、と答えた。北垣の感触では、伊藤は「厭世避塵之人」ではないが「今日憤テ衝ニ当リ候趣」は見られない、というものであつた。⁴²

それにしても、この年三度目の東上の期間における『塵海』を見る限り、北垣と松方の接触の頻度は高い。また、『塵海』を見る限り、松方自身も北垣を信頼して、さまざまな相談を行なつていた。⁴³ 北垣は、松方と伊藤とのパイプ役も事実上担つていった。副島辞職後内務次官でありながら事実上内務省の実権を握っていた白根と松方との関係は微妙なものであったが、少なくとも松方は北垣に対しては白根のような対「民党」強硬派と

は意識していなかつたように思われる。北垣自身も、白根・高島のような「民党」強硬派にシンパシーを感じながらも決して同一歩調ではなかつたようだ。そのような北垣の位置がそれから一ヶ月後の北垣の内務次官任命になつて現れたと思われる。

IV 北垣の内務次官拝命

北垣は、一八九二年（明治二五）七月一六日、内務次官に任命されるが、これを拒否し（正確には辞任）、七月一九日北海道長官に任命される。

なぜ、北垣は内務次官に任命されたのか。そして、なぜ拒否したのか。このことを知り得る時期の『塵海』の記述はない。したがつて、新聞など間接的な史料によつて、その辺の事情を推察していくことになる。

直接のきっかけは、七月一四日、それまで内務大臣を兼任していた松方総理が兼任を解き、河野敏鎌が内務大臣に任命されたことによる（農商務大臣兼務）。この任命は、松方と黒田清

隆の相談による松方内閣の延命策であつたようであるが、河野は内務大臣就任の条件として、白根の更迭と地方官数名の更迭をあげたらしく。⁴⁴ この結果、一五日正午白根は内務次官の辞表を提出し、同日午後五時依願免官と宮中顧問官の辞令を受けた。⁴⁵

では、白根の後任は誰か。『朝野新聞』七月一五日付は、現在の政界を見渡して河野の下で敏腕を振るうべき人物は、清浦圭吾元内務相警保局長か北垣国道しかなく、そして清浦ははじ

めに次官の相談を受けてこれを謝絶し、北垣は白根、清浦、安場その他の政友諸氏に背いて河野のために一臂の労をとるとは思われないので相談を受けても到底これに応ずることはないだろう、と記している。

内閣が北垣に対して御用召の電報を東京から発した時刻ははつきりしない。『東京日日新聞』は七月一四日夜八時内閣が電信を発したと伝え、『大阪朝日新聞』も一四日夜と伝え、『日出新聞』と『朝野新聞』は七月一五日朝、と伝えている。⁽⁴⁷⁾ いずれにしても、一五日正午に白根が内務次官の辞表を提出する前であつたことはまちがいない。河野内務大臣就任から既定の路線が敷かれていたのである。

北垣にとっても内務次官就任は予想されたことであったようである。『大阪朝日新聞』七月一七日付によれば、北垣の出發に先立つて、京都の有力者四、五人は出発前の北垣を訪問し、今度の上京は内務次官もしくは北海道庁長官に任せられるとしても、琵琶湖疏水の大事業の後の事業である鴨川運河の工事が竣工していない段階では京都府民のために固辞されたいと希望し、北垣は、自分も固辞して命をうけないが万一勅諭の場合には旨を奉じなければならず、その点はあらかじめ諒解せよと語つた、という。そして、これまで自宅から七条停車場に赴く時ほどのような場合にも馬車を駆るのが通例であったが、この時は「腕車」（人力車）で人目に立たないように注意した、という。⁽⁴⁸⁾

夜七条停車場から夜行列車で急いで東上した北垣が東京に到着

したのは一六日の夕方であった。⁽⁴⁹⁾ しかし、北垣が到着する以前、北垣への内務次官の辞令は、大森鍾一県治局長が北垣に代わって辞令を受けた。要するに欠席任命であった。⁽⁵⁰⁾

北垣が内務次官任命をどの時点で知ったかは不明であるが、一六日夕方東京に着いた時点ではすでに知っていたと思われる。『東京日日新聞』七月一九日付によれば、一六日夜、北垣は河野に面会し、「内外の事情を臚陳」して次官就任を固辞した。⁽⁵¹⁾ 「雷命を受けて東上するからには異議のあるべき筈なし」と思ったはずである。松方は、七月一六日夜、もしくは一七日早朝、外務大臣榎本武揚に説得を依頼する。榎本と北垣の関係は、明治初年代北垣が北海道にいたころからであるが、一八九〇年（明治二三）一一月三日、田辺朔郎と北垣の長女静子の結婚の仲人を文部大臣であった榎本がつとめたという間柄であった。⁽⁵²⁾ 七月一七日午前七時、榎本は、これから北垣の旅宿対山荘を訪問し、説得をすることを松方に書き送る。そして馬による使で北垣に自分の訪問を待ち受けるよう要請するが、北垣は自分が榎本を訪問すると返事をしてきた。しかし、午前九時になつても北垣は現れなかつた。榎本は、午前一〇時半の段階でまだ北垣の行方がわからないと松方に書き送つた。⁽⁵³⁾ この後榎本と会つたかははっきりしない。会つたとしても榎本の説得を受けなかつたはずである。

一七日には松方首相自ら北垣を招いて説得に努めたが、北垣

の固辞の姿勢は変わらなかつた。そして一八日には辞表を提出した。⁵⁴

北垣が内務次官になることを主導したのは誰か。『大阪朝日新聞』七月一日付は、河野内務大臣の談話として次のよう伝えられる。

河野大臣如何にして北垣氏を擧げんとはせしぞ、他の折合等に関係なくばヤツキ外より採るべき訣なり、（中略）河野大臣の談話とて、大臣の從来の習慣にては次官の任免も内閣の相談を経たれど、今回はまったく主務大臣に一任せることに取極めたれば、予は予が彈正台已來の旧交ある北垣氏を用ひんとするのみ、決して余儀なくさるゝ等のことあるなしと云ひし旨伝ふるものあり

これが事実だとすれば、河野は彈正台時代の関係から北垣を推薦したということになる。一方、『読売新聞』七月一七日付の記事「北垣次官の推举者は誰か」は、「今或る憐なる筋より漏れ聞く所にてハ松方総理の推举に出づるものなりと云ふ」と伝えている。すでに行論で述べた松方と北垣との親密な関係、そして現実に松方自身が説得にあたった事実からしてこの推測は充分説得力を持つ。

ただし、北垣の位置は極めて微妙であった。北垣は、河野が排斥しようとしていた安場保和福岡県知事、松平正直熊本県知事、そして白根にも親しく、一定程度行動をともにしてきたという事実があった。『時事新報』七月一九日付は、「新内務次官

北垣国道氏はさきに安場福岡県知事、松平熊本県知事等と所見を同ふし政府に強硬政策の断行を勧告したる仲間の一人なりし」と記していた。したがって、北垣の内務次官辞退は、白根、安場、松平への配慮のためであつたという巷評は次のように広く存在した。

「北垣老人の辞職、表向きはイザ知らず、ヤツキ組の一人として次官の席に着く、其組内に対する義理と人情は動もすれば新大臣の方針と容れざるものあらん、去るに如かずの決心或は此に因せるなからんや、次官の地位難し、地方官の憂慮無理ならず」（『大阪朝日新聞』七月二二日付）

「氏が斯く辞退するに至りたる理由は、前議会閉場後帰任せし以来、心臓に恙ありて心身の繁忙なるときは心悸亢進して到底内務次官の如き劇職に耐がたしと申すに在る由なるも、裏面の事情は氏も亦頃日世間に称してヤツキ組と云ふ部分の一人にして彼の議会中なども滞在して白根次官杯と同様強硬論を唱へて内閣を刺激したものなるに、今更白根氏の後を襲ぎて持説の異なる河野大臣と提携して省務を執るは事情の許さざるものあるに由るが為めなりと云へり」

（『時事新報』七月一九日付）

このような点を見れば、佐々木隆氏の見方、すなわち、北垣の内務次官任命は、「それは白根グループや国民協会への慰撫の人事だったと信ぜられるが、上京した北垣は十七日、忽然とその姿を晦まし、行動によって白根解任に抗議するとともに次

官就任を峻拒した⁵⁵、との解釈は合理性を持つことになる。

しかし、一方で、北垣を白根、安場、松平とは違う存在とする次のような世論もあった。

「氏を躍起組の一人なるか如く誣るものあるも、氏は頗る温雅なる隱君子の風ありて、躍起組などに算入すべき人物にあらずと聞く」（『東京日日新聞』七月一六日付）

「氏を以て躍起知事の一人なりと噂するも、其実氏は躍起組にあらずして却て温厚なる君子知事の一人なり、仮りに

民党新聞の口調に倣ひ、河野氏は躍起を征伐せんとするものとせば、初めより躍起知事を次官に挙ぐる筈なし、昨今の民党新聞が、北垣氏ハ躍起組なれば自分ばかり一足飛に次官に陞り、他の躍起組の征伐せらるゝを見るに忍びずと云ふこと辞職の一理由なりとするが如きは、木に接ぐに竹を以てするよりも窮屈したる説明と謂ふべし、某氏戯れに云ふ、躍起組は友を呼ぶこと平家の舟幽霊の如しと知らず、果して然る事実ありや」（『東京日日新聞』七月二一日付）

たしかに、北垣への内務次官任命に河野、松方がかかわって

いる以上、白根・安場・松平と同一視されていたわけではなかつた。

そして、北垣自身が、選舉干渉に批判的であった伊藤博文や井上馨らと以前より親しかったことは、『塵海』で事例を探すことは困難ではない。白根・安場と同一視されるとすれば、まず内務次官任命はなかつたことはまちがいない。

結局のところ、北垣の内務次官辞職の理由はなにか。この点

は、本人が書いたものがない以上、明確にはならない。ただ、『読売新聞』七月二〇日付「北垣内務次官辞職の眞意」は、次のように伝えている。

北垣が固辞して内務次官に就かざる所以ハ、昨日の本紙上に記せし如く、病余の身、議会に臨んで答弁説明の任に堪へざること、及び平素其の劇職に堪へ難しと云ふに在るハ固より実際の話なれども、猶ほ其の胸中に立ち入る時ハ、第一、府知事より次官に転ずるハ榮転に相違なけれど、其の実一己の事務官にして、寧ろ山紫水明の府に長官たるの優れるに若かず、第二、昨年来白根次官・安場福岡・松平熊本等と相卒ひてヤツキ組の一人たりし身が今更ら内務に入ッて河野内務に使役せられ、干渉知事の処分を手伝ふ如きハ、友誼上忍びざる所なり、第三、如何に首相なればとて自分の意見を問ひもせずに欠席辞令を下すが如きハ、余り見下げた仕打ちなり、今若し之を甘受する時ハ男子の体面を汚すものなり、等の理屈も其中に存し居ると云ふ、左もありなん

これらのこととも、推測の中に加えることはできよう。

七月一九日、内務次官は渡辺千秋北海道府長官になり、渡辺に代わって北垣が北海道府長官になつた。渡辺の内務次官就任がなければ北垣の北海道府長官人事はなかつた。北垣が固辞した後内務次官を誰にするかは、七月一九日当日まで松方は迷っていたようだ。この日、松方より高島陸軍大臣宛の書簡によれ

ば、河野内務大臣は、三浦安（貴族院議員）ではどうかと松方

に言つたようであるが、松方は三浦より渡辺千秋のほうがいい

のではないかと述べ、結局は河野も「渡辺ナレハ宜し」となつたらしい。この書簡は、松方が高島にこの人事への返答を求めたものである。⁵⁵⁾ この日伊東巳代治は伊藤博文に、「内務次官へ

は渡辺千秋転任、北垣は更に其後を襲ふ事と相成、奇々妙々」

と、書いた。⁵⁶⁾ また、内海忠勝神奈川県知事（長州系）は、七月

二〇日、伊藤博文に宛てた二つの書簡の中で、「北垣は再三首

相（注：松方正義）より内諭せしなれど就職の念なし、終に辞

表を呈したり」、「今朝申上候後北垣は北海道庁長官に、渡辺千

秋は内務次官に任せられたりと電報有之、實に廟議之變る事猫

之眼よりも早し」、と皮肉っぽく書き送つた。⁵⁷⁾

北海道長官渡辺千秋と京都府知事北垣の転任と時を同じくして四人の府県知事の更迭が行なわれた。愛知県知事千田貞曉が京都府知事に、福岡県知事安場保和が愛知県知事に、鳥取県知事西村亮吉が依願免官、高知県知事調所広丈が鳥取県知事に、沖縄県知事の丸岡莞爾が高知県知事に。⁵⁸⁾ この府県知事の更迭が、河野内務大臣就任以降不満を強めていた高島、樺山の抵抗を増大させ、さらに安場ら「ヤツキ知事等の運動隠裡に盛ん」⁵⁹⁾ になり、閣内不統一の結果松方内閣が天皇に辞任の意向を奏上するのが同月二七日である。

おわりに

すでに筆者は、明治一〇年代の北垣府知事の行政手法が基本的に「任他主義」（もちろん琵琶湖疏水事業など重要な問題では知事が前面に立つて対処する）、すなわち府会における議長・副議長・常置委員などに依拠した多数派協調行政である、と位置づけている。⁶⁰⁾ そして一八九一年秋の京都府会まで多数派は公民会に結集した人々であった。しかしこの府会は、多数派、すなわち北垣与党が瓦解したことを意味した。北垣は、はじめて「民党」に対しても本格的に危機意識を持ち、彼らを対決対象として意識した。

ただし、北垣の対「民党」対策は、彼が主張する言葉ほど強硬なものではなかつた。第一回衆議院議員選挙はたしかに前面に出て、選挙を指揮した。しかし、それは高知や石川や佐賀のように暴力的なものではなかつた。また、衆議院の院内政党に対する対しては、京都出身代議士五名が中央交渉部ではなく無所属に所属したことであつて、「非民党派」代議士が政府に對して一定の距離感を持つことを認める考え方であつた。一八九二年、北垣は、白根や高島、そして安場、松平正直などの地方官たちと行動をともにした。北垣は品川や高島にシンパシーを持つていた。そのことが、この人々との同一集団のイメージを持たれたのは事実である。

しかし、現実政治家としての北垣の行動は、白根らとの協調

だけではなく、長年培ってきた松方や伊藤との関係を重視する面を持っていた。松方の中での北垣の比重がどの程度のものであつたかは北垣の日記だけでわかるわけではないが、少なくとも北垣は松方の良い相談相手の一人であった。要するに、白根らとの完全に同一グループでなかつたことが、松方や河野が内務次官に選んだことの理由であろう。しかし、一方で、白根や古参地方官との関係も無視しがたいものがあつた。そのことが今度は内務次官辞職になる。北垣は、地方議会がない北海道という地に新たな夢を託すことになる。

注

- (1) したがつて、本稿では鴨川運河問題など、京都府・京都市内の政治行政問題は捨象している。北垣の行政手法や地域開発構想、地域政治の問題点は、拙稿「琵琶湖疏水をめぐる政治動向再論（下）」（同志社大学人文科学研究所『社会科学』六六号、二〇〇一年）参照。
 - (2) 國岡啓子「明治期地方長官人事の変遷」（伊藤隆編『日本近代史の再構築』山川出版社、一九九三年）は、明治期において地方長官の任命がどのように変遷したかを概観した興味深い研究であるが、その中で、次のように指摘している（一一五頁）。
- さてこうした実力知事のうち、安場保和・船越衛・松平正直・北垣国道・山田信道・内海忠勝・また小崎利準・成川尚義などは、明治二十五年（一八九二）の選挙干渉事件・白根内相後任問題を契機に、内務首脳部の白根専一・大浦兼武・小松原英太郎らと呼応して、政局に直接関与していく。彼らは当時の史料にも“古参知事”として登場し、一つの政治的勢力を形成していた様子が伺える。彼らが一團となつて行動した事が史料的に確認できるのは、管見の限りでは明治二十四年十月が初見である。この際安場・小崎・北垣・山田・松平・内海が白根に面会し、憲法六七条覆牒問題について意見を開陳している。
- この文中「白根内相後任問題」は、品川内相後任問題のことと思われる。

(3) 新聞にはそれぞれ性格はあるが、その点は省略する。ただし、『日出新聞』『中外電報』は京都の新聞で姉妹紙である。両紙とも「中立系」であるが、両紙とも浜岡光哲が社主をつとめたこともあり、この時期には若干親民会の色彩がある。特に『日出新聞』にその傾向性は強い。一八九二年九月末で『中外電報』は廃刊し、『日出新聞』が京都新聞界の霸者となる。なお読売新聞の多用は記事の検索システムがあり、記事の抽出が容易なことによる。

- (4) 『日出新聞』明治二四年一〇月二〇日付。
- (5) 『京都公民会雑誌』三四号、一七〇一九頁。
- (6) 『明治二十五年度京都府通常府會議事録』、以下明治二五年度通常府会の動向に関する記述は特に断りがない限りこれによる。
- (7) 尚友俱楽部品川弥二郎関係文書編纂委員会編『品川弥二郎関係文書』3、山川出版社、一九九六年、二七六～二七七頁。
- (8) 大久保達正監修『松方正義関係文書』第七巻、大東文化大学東洋研究所、一九八六年、一六〇～一六一頁。
- (9) 同年一月からの滋賀県会では、県庁彦根移転と坂田郡分合をめぐって紛糾し、知事批判もおこり知事より県会中止が命ぜられるまでになつた。『滋賀県議会史』第二卷、滋賀県議会、一九七二年、三〇〇～三〇二頁。
- (10) 深澤『明治憲法体制成立期の吏党』佐々木隆論文以降、この選挙について加わった新たな事実は、北垣がかつて天橋義塾の幹部であった京都府属の木村栄吉を丹後に派遣し、郡長への方針伝達など選挙工作を行なつた事実である。史料は久美浜の稻葉家文書である（『久美浜町史 資料編』久美浜町、二〇〇四年、六四五～六四八頁）。
- (11) 『品川弥二郎関係文書3』二八一～二八二頁。
- (12) 同右、二七八～二八一頁。
- (13) この他に、北垣は、官吏の淘汰、とりわけ地方官には正心誠意忠君愛国と経験練磨の人物を選抜することを主張している。
- (14) 注(11)。
- (15) 『日出新聞』三月四日付にも同様の記事がある。
- (16) また、北垣は、この頃（京都市上下京高等小学校落成の時期が近づいていることもあり、御真影の下賜を宮内大臣に請願したらしい（『日出新聞』三月一日付）。
- (17) 佐々木隆『藩閥政府と立憲政治』、吉川弘文館、一九九二年、二三八～二三〇頁。

- (18) 『読売新聞』三月一三日付、一六日付。
- (19) 『読売新聞』三月一日付、三月一二日付によれば、三月一一日まで上京した知事は、福岡県安場、大阪府山田、熊本県松平正直、鹿児島県山内提雲、佐賀県樺山資雄、山口県原保太郎、広島県鍋島幹、高知県調所広丈、徳島県関義臣、兵庫県周布公平、京都府北垣国道、三重県成川尚義、岐阜県小崎利準、茨城県石井省一郎、東京府富田鉄之助、宮城県船越衛、福島県渡辺清、秋田県広瀬進一であった。
- (20) 『読売新聞』三月一二日付。
- (21) 同右、三月一日付。
- (22) 同右、三月一六日付。
- (23) 『読売新聞』三月一二二日付。
- (24) 『読売新聞』三月二二日付。
- (25) 『読売新聞』三月二二日付。
- (26) 同右、三月二二日付。
- (27) 『朝野新聞』三月一九日、三〇日、三一日付。
- (28) 衆議院・參議院編『議会制度七十年史 政黨会派篇』大藏省印刷局、一九六一年、二六三二六四頁、『朝野新聞』四月二七日付。
- (29) 『読売新聞』四月一四日付、二六日付。
- (30) 第一、第二帝国議会の時の院内團体大成会が、専属派と協同俱楽部所属の両属派に分かれ、専属派が政府と「民党」との間で中立的様相を取り続けていたことは、拙稿「明治憲法体制成立期の更党」参照。神鞭知常を除き第二回衆議院選挙で当選した京都の田中、竹村、坂本、石原が姿勢としてこの専属派の流れをひいていることはまちがいない。
- (31) 『読売新聞』四月一〇日付。
- (32) 同右、四月一四日付。
- (33) 同右、四月一四日付、一五一付。
- (34) 大津淳一郎『大日本憲政史』第三巻、七二一頁、なお第三帝国議会は五月六日に開院式をあげている。
- (35) 『読売新聞』五月一〇日付。
- (36) 佐々木隆前掲書、二五二頁。
- (37) この白根と北垣の会談の場所に品川弥二郎が訪れた。『塵海』は、「品川

顧問官来ル、総理ノ意見ヲ以テ談シ、再ヒ總理ニ論究スル事トス。大浦之レニ從フ」(六月一日条)、と記しているが、文章の意味は確定しにくい。

(38) 佐々木隆前掲書、二五三頁。

(39) 北垣は、高島が大阪の第四師団長であった時代から親しい間柄であった。一八九〇年(明治二三)一月四日、高島の神戸の別荘を訪問し「世事ヲ談シ将来ノ政務」について語った北垣は、高島を次のように高く評価している。

高島中将ハ職師団長タリ。然レトモ其志深ク内政ノ整理ヲ慮リ、議論実体ヲ主トシテ根本ヲ立ツ。演習巡回ノ際必ス各地方郡村ノ実況ヲ視察シテ能ク民度民情ヲ洞見シ、方今民度ノ低劣ナルニ政論ノ空虚ニ走ルヲ憂ヘ、間接ニ此ノ弊ヲ匡正セン事ヲ圖ル。実ニ文武兼備ノ人材ナリ

『塵海』の中で政治家の人物評で評価の高いのは、この高島と品川である。精神的に通じ合うものがあつたからだと思われる。

(40) 五月二二日、渡辺国武前大藏次官を訪問した際、北垣は次のように述べている。議会は国政の一部、立憲君主政体の一局分である。ところが内閣は日夜対議会一面に汲々している。中央がこのようであれば各地方においても行政の実はあるらない。実に策の得たるものではない。宣して議会のために行政権を蹂躪されない基礎を建てるべきである。そして内閣は帝国内外に対する施政において現今の発達を図り、國力を養成するところの方針を審明にして天下に示し、その目的を達することにつとめるべきである。そしてこれに反するものには明々白々の争いをすべきである。ここにおいて「政事ノ方針」始めて明らかになり人心の向かうところも判然とするだろう。これに対して渡辺は「モハヤ伊藤伯デモ出ナケレバイカンジヤナイカ」と述べたのに對し、北垣は「ダレガ出テモ内ノ固メヲ附ケナクレバダメダ。内ノ固メサエツケハ外ハ難事ニ非ルヘシ。併シ此内外ハ内輪ノ内外ナリ」と述べている(『塵海』五月二三日条)。

(41) この滞在期間中、北垣は京都府知事として陳情も行なっている。五月二八日には京都商業會議所会頭浜岡光哲に会い、浜岡から「廿七年內勵業博覽会」を京都において開くことを京都市会の決議をもって請願することに尽力を依頼される。三一日には西村捨三農商務次官と相談、六月二日には河野敏鍊農商務大臣に京都市会・京都商業會議所より上申の詳細を具申、六月四日には九鬼隆一図書頭とこの件で談じ、五日には土方久元宮内大臣、六日には徳大寺実則内大臣を訪問し、この件と「桓武天皇開都千百

- (43) 北垣と松方の親しい関係がいつからかは知ることができないが、参議伊藤博文の推挙によって、松方内務卿が北垣を京都府知事に選んだことは知ることができる（明治一三年一二月二八日付伊藤より松方宛書簡、『松方正義関係文書』第六卷、四三八～四三九頁）。京都府知事時代、琵琶湖疏水工事、京都宮津間車道、地価修正、京都織物会社への援助などを通じて、松方（内務卿・大蔵卿）と北垣がきわめて親密な関係を築いていたことを示す事例は、『塵海』あるいは新聞紙上に多数見ることができる。ただし、そのことは、北垣が松方系（薩摩閥）を意味するものではなく、北垣は伊藤博文・井上馨との良好な関係も維持していた。
- (44) 佐々木前掲書二七四～二七五頁。
- (45) 『朝野新聞』七月一五日付、ただし、同紙七月一六日付「河野内務大臣は無条件」は、なんらの条件はなかつたとして前日の記事の内容を一部否定している。
- (46) 『朝野新聞』七月一六日付。
- (47) 『東京日日新聞』七月一六日付、『大阪朝日新聞』七月一六日付、『日出新聞』七月一九日付、『朝野新聞』七月一六日付。
- (48) 『大阪朝日新聞』によれば、一六日午前〇時三〇分。
- (49) 『日出新聞』七月一九日付は「午後六時三五分」、『東京日日新聞』七月一六日付は「午後五時三五分」という。
- (50) 『日出新聞』七月一九日付、『東京日日新聞』七月一六日付。なお、河野が内務大臣に就任したとき、白根に代わって北垣が内務大臣に就任することを確実視する巷評は、新聞紙上にあった。七月一五日付の『読売新聞』、『大阪朝日新聞』がそうである。
- (51) 『東京日日新聞』七月一六日付。
- (52) 西川正治郎『田辺朔郎博士六十年史』一九二四年、一二八～一二九頁。
- (53) 『松方正義関係文書』第六卷、五七～五八頁。
- (54) 『東京日日新聞』七月一九日付。なお、任命・辞表という一連の事態に対しては、さまざまな批判があった。『東京日日新聞』七月二一日付は、「北垣氏が内務次官に任せられたことに付きても政府は如何にも軽率なり、本人が未だ着京もせざる内に、又諾否も問はざる内に直ちに辞令を発したるは失体の甚だしきにあらずやといふ者あり」と記した。

年祭」執行のことを具陳し、両人の賛成をとりつけている（『塵海』五月二八日、三一日、六月二日、四日、六日条）。

(42) 『松方正義関係文書』第七卷、一六三～一六四頁。

(55) 佐々木隆前掲書、二七六頁。

(56) 『松方正義関係文書』第九卷、四二七頁。

(57) 同右、第九卷、七六頁。
『伊藤博文関係文書』第二卷、二三八～二三九頁。

(58) 同右、一二月二日付、二二日付。

(59) 『読売新聞』七月二一日付、二二日付。

(60) 同右、七月二七日付。

(61) 注(1)の拙稿参照。

